港則法施行規則の一部を改正する省令

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前

第二十七条の三　（略）

２　（略）

３　総トン数千トン以上の船舶は、塩浜信号所から二百三十九度三十分千百メートルの地点から百五十二度に東扇島まで引いた線を超えて京浜運河を西行してはならない。

４　（略）

別表第一（第三条関係）

港の名称	港区	境界	停泊すべき船舶
（略）			
京浜	（略）	（略）	（略）
	横浜区	（略）	（略）
		第二区	（略）
（略）			

別表第二（第八条関係）

港の名称	航路の区域	特定条件
（略）		
京浜	（略）	（略）

第二十七条の三　（略）

２　（略）

３　総トン数千トン以上の船舶は、塩浜信号所から二百三十八度千八十メートルの地点から百五十二度に東扇島まで引いた線を超えて京浜運河を西行してはならない。

４　（略）

別表第一（第三条関係）

港の名称	港区	境界	停泊すべき船舶
（略）			
京浜	（略）	（略）	（略）
	横浜区	（略）	（略）
		第二区	（略）
（略）			

別表第二（第八条関係）

港の名称	航路の区域	特定条件
（略）		
京浜	（略）	（略）